

3, 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬支給の定義)

第2条 報酬は、理事会並びに評議員会において、決議権を有するものを対象として支給する。理事が提案もしくは提案事項の説明のため、評議員会に出席した場合は報酬の対象としない。

2 監事については、理事会並びに評議員会への出席は監事業務として報酬を支給する。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が定期評議員会並びに臨時に開催される評議員会に出席した時は、別表1により、1日分の報酬を支払うものとする。

(理事長及び理事の報酬)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うものとする。また、同日にあわせて理事業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 理事長並びに理事が理事会に出席する以外の日において、理事業務を行った場合、別表2により報酬を支払うものとする。但し、その総支払額は会計年度毎に上限を定め、これを超えないものとする。

3 前項の総支払額は、以下の方法により算出する。

(理事定数－施設職員を兼務する理事人数) × 10,000円

4 理事長並びに理事が施設職員を兼務する場合、理事長においてはその月額報酬は理事会において定める。また、理事においては、理事長が職員俸給表により等号を決定し、支給するものとする。

5 理事長を除く理事が、必要に応じて評議員会に出席した場合は、実費弁償費のみを支給し、報酬は支払わないものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会並びに評議員会に出席した時は、監事業務を行ったとして、別表2により1業務日に対する報酬を支払うものとする。また、同日において他の監事業務を行った場合、これを支払わないものとする

2 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うものとする。但し、その総支払額は会計年度毎に上限を20,000円と定め、これを超えないものとする。

(実費弁償費)

第6条 評議員会並びに役員会に出席した評議員並びに理事及び監事には、法人本部を置く事業所までの交通費として実費弁償費を、一律2,000円を支払うものとする。尚、会議日以外に理事業務、監事業務を行った場合も実費弁償費は支払うものとする。

2 理事長並びに理事会に運営権を有する各種委員会について、会議日の実費弁償費は第1項に基づく額を支給する。

(適応除外)

第7条 理事会の開催が、施設の通常業務時間である時、施設職員を兼務する理事長及び理事の1日分の報酬は支払わないものとする。

2 実費弁償費について、施設職員を兼務する役員は適応除外とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人が定める旅費規程により日当及び旅費を支払うものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1, この規程は、平成29年度定期評議員会開催日より適用する。

別表1 理事会並びに評議員会に出席した場合の報酬

役 職	報 酬
理 事 長	3,000円
理 事	3,000円
評 議 員	3,000円

別表2 理事並びに監事が理事業務及び監事業務を行った場合の報酬

役 職	報 酬
理 事	1業務日に付き、2,000円
監 事	1業務日に付き、2,000円